

規 約

1. (名称)

本会を日本名、日本人ダンス同好会。英文 Japanese Dance Club HK。略称 J-dac と称する。

2. (目的)

本会は会員が社交ダンスを楽しむ事を第一の目的とし、ダンスの普及と会員の親睦、技術の向上を目指す。

3. (運営)

本会は先の目的に賛同する在港邦人によりつくられた非営利団体であり、その運営は民主的に行われる。

4. (組織)

本会の円滑な運営のため満3ヶ月以上在籍会員のなかから適当数の執行部員を選び、執行部を構成する。構成は下記の通りとし、原則としては立候補優先とするが、立候補がない場合は現執行部により推薦され、総会にて承認される。

本年度執行部構成

代 表	1
財務(会計)	2
企画・広報	2
総 務	1
技術初心者担当	2

A. 代表は会の運営を統括すると共に、承認された執行部の活動において会員にサポートを依頼することができる。

B. 財務(会計)は、財務運営、年会費と月活動費の徴収、出金、現金出納帳記帳、会計報告作成をおこなう。

年次総会時の会計報告承認をもって、会計監査が実施されたものとする。

C. 企画・広報は、本会の名で行う行事を取りまとめる。

D. 総務は、会員への連絡、会員名簿、ホームページの管理等をおこなう。

5. (執行部任期)

執行部の任期は1年とし、原則として8月から翌年の7月末月までとする。任期中に退任があった場合は、原則として臨時総会、もしくは公正な選出方法を用い補充を行うことができる。

6. (執行部活動)

- A . 執行部は会員総会で承認された予算、支出、行事を執行する。
- B . 執行部員は本会の目的及びその年の活動方針に基づき、行事や会員の交流を円滑に行い、多くの会員が行事に参加できるように努力しなければならない。
- C . 次年度の執行部員の推薦を行う。

7. (執行部会)

執行部会は代表もしくは他の執行部員 2 名以上により召集される。

8. (総会)

総会は年 1 回毎年、7 月中に開催し、以下のことを決定する。

- (1) 一年間の活動報告
- (2) 前年度会計報告承認
- (3) 次年度執行部員選出
- (4) 次年度予算、行事計画承認
- (5) 規約の変更
- (6) その他の事項

会員総会の前項承認事項は委任状を含め、出席した会員の過半数の賛成で決定される。

総会の実際の開催に代えて文書による賛否確認の決議も可とする。

9. (会員資格)

社交ダンスが好きで、基本的に日本語での活動に支障が無い事。

10. (入会)

所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、年会費の支払をもって入会とみなす。

11. (退会)

- A . 年会費を期日までに支払わない場合は自動的に退会とする。
- B . 会員が香港を離れる場合は、届け出受理をもって退会とする。
- C . 他の会員を著しく傷つけたり、運営を妨げる会員に対しては執行部の過半数の賛成により退会を求めることができる。

12. (会員義務)

- A . 本会のスムーズな運営に協力しなくてはならない。
- B . 本会の活動に参加する際には、安全の自己管理を行わなければならない。
- C . 住所、e メールアドレス、携帯、ファクス番号変更及び帰国時には執行部に通知しなければならない。

13. (本会の活動)

- A . 本会の目的及び当年の活動方針に基づき、週一回の練習会を中心に、各行事を企画遂行する。本会名において行われる企画は、全会員に通知される。
- B . 本会の全ての活動において、集合時間の 5 時間前の時点で、香港規定の台風警報「シグナル 8」以上、もしくは「大雨黒雲警報」が出ている場合は自動的にその日の活動は中止とする。

14. (会計年度)

本会の会計年度は、8月から翌年の7月とする。

15. (年会費)

本会員は規定の年会費(120ドル)を期日までに納めなければならない。

- A. 年会費は通信、その他運営にかかる費用として徴収する。
- B. 年度途中の会費は、入会月を含め翌年7月までの月数×10ドルとする。
- C. 年度途中の退会の場合、年会費は払い戻ししない。
- D. 年会費は原則的に9月末日までに支払うものとする。
(期日までに正当な理由無く、支払の無い場合は退会の意志があるものとみなす。)
- E. 旧会員は香港来港時、活動費のみを支払い活動に参加できる。但し、再度香港に常駐となる場合は、年会費を支払わなければならない。

16. (月会費)

会員が週一回の練習会への参加する場合は、年会費とは別に1人毎に活動費を納めなければならない。

- A. 活動参加費は、コーチへの謝礼と場所代を含め、一回ごとに100ドルを財務(会計)に支払うものとする。
- B. 旧会員が来港時、通常活動の参加を希望する場合も参加費として100ドルを支払う。
又、催事の場合は実費を徴収する。
- C. 外部の方がゲストとして活動に参加を希望される場合は、初回の活動費は徴収しないが、2回目以降恒常的に参加を希望される場合は、活動費を支払うものとする。

17. (活動会場の使用について)

- A. 会場費及びコーチ謝礼は会員から徴収する月会費の中から支払うものとする。
- B. 会員はフロアー保護のためダンスシューズ着用を心がけなければならない。

18. ホームページ運営原則

本会員はJ-dacの活動、会員及びダンスに関わる内容を掲示板で公開することが出来るが、個人のプライバシーに関わる、或いは特定の個人に関わる内容、問い合わせ等は、その相手の了承を得た場合のみ公開できる。

又、代表は掲示板で公開された内容で、不相当と思われる内容については、本会員の承諾を得ずに削除することが出来る、又その実行は総務広報担当が行う。

旧会員へは、執行部よりのメールによる本会員向け個別連絡の転送は廃止する、但しホームページ開設により、一般公開サイトの他に、本会員専用サイトの閲覧、掲示板への参加を事前申告により可能とする。

19. (規約改定)

規約改定は必要に応じて執行部で検討し会員の承認を得る。

以上

2004年7月改定